

アライグマ捕獲従事者 養成研修会を開催します

アライグマによる生活環境被害、農作物被害の防止を図るため、埼玉県主催の研修会を開催します（受講料無料）。この研修を受講することにより法律で定めた捕獲許可や狩猟免許（わな猟）がなくても、アライグマに限り捕獲することができます。

日時 第1回 9月9日（金）
午後1時30分～4時
第2回 10月14日（金）
午後1時30分～4時

※どちらか1つを選択

場所 埼玉県東松山市民文化センター
1階大会議室（東松山市六軒屋5-2）

内容 ・アライグマ対策について
・アライグマの総合的防除対策について

対象 埼玉県内の市町村において、アライグマ捕獲の従事者となる者（埼玉県内在住で受講日当日において18歳以上の者）

定員 各回80名（※参加者が定員を超えた場合には調整有）

申込方法 ④に電話もしくは産業観光課窓口にて申し込み

申込期限 第1回 8月5日（金）
第2回 9月9日（金）

※町主催のアライグマ捕獲従事者養成研修会につきましては、令和5年1月頃を予定しています。詳細が決まり次第、ホームページ、広報でお知らせします。

④産業観光課 農林担当
☎内線144



第72回 敬老会の中止について

9月18日（日）に開催を予定しておりました敬老会は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、昨年同様に中止とさせていただきます。例年、楽しみにしていただいている皆様には、大変申し訳ございませんが、参加者の健康、安全を第一に考慮して決定させていただきました。

ご理解いただきますようお願い申し上げます。
なお、敬老祝品・祝金は地区の民生委員さんを通してお渡し致します。

④健康福祉課 高齢者介護担当
☎内線115

越生町体育祭の中止について

10月2日（日）に予定しておりました「第66回越生町体育祭」は、町民の皆さまの健康と安全を第一に、開催できるかどうかを慎重に検討してまいりました。その結果、今年度につきましても誠に残念ではございますが、新型コロナウイルスへの感染が拡大される等の懸念から中止させていただきます。

④生涯学習課 生涯学習担当
☎内線508

公園整備のお知らせ

上谷農村公園の遊具等の老朽化に伴い、下記のとおり整備工事を行います。

工事期間中は一部の遊具が使用できなくなります。

工事名 上谷農村公園整備工事
工事場所 越生町大字上谷地内
予定期間 8月～11月下旬
請負業者 越生町大字黒山502番地
有限会社 原田建設
☎049-292-7166

④産業観光課 農林担当
☎内線143

私有地の適正な管理について

所有者のみなさんへ

○雑草は、5月に入ると成長が始まり、梅雨の時期には、その勢いが加速し、10月頃まで成長を続けます。このため年1回の除草では十分ではありません。

雑草の種類や成長に応じて、年2回以上の除草をお願いします。

○空き地と離れてお住まいであるなど、ご自身で除草ができない場合は、専門の業者などに除草を委託してください。

○草陰にごみが投棄されます。これを放置すると、次々にごみが投棄され大量のごみが集積してしまいます。

不法投棄されたごみは、その所有者が管理責任として処分しなければなりません。

このため空き地の定期的な見回り、不法投棄防止柵の設置など適正な管理を心がけてください。

道路上からはみ出している樹木等の管理について

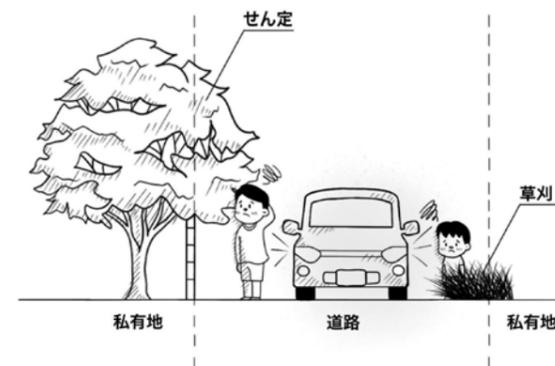
○私有地から道路上に樹木や草がはみ出していると、歩行者の通行に支障をきたすほか、見通しが悪くなり、交通事故を引き起こしてしまう恐れがあります。

私有地から、はみ出している樹木等は土地所有者に所有権があるため、はみ出している枝などで事故や怪我をされた場合は、その土地所有者に損害責任が発生する場合があります。（民法第717条・道路法第43条・102条）安全かつ安心して道路を利用できるよう、枝打ちや伐採など適正な管理をお願いいたします。

④まちづくり整備課

環境管理担当 ☎内線157

道路河川整備担当 ☎内線154



児童扶養手当・ 特別児童扶養手当

○児童扶養手当

父母の離婚などによって、父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、父又は母に一定の障害があり子どもを育てている方に支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

○特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方に支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

共通事項

・資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請者又は配偶者、扶養義務者の所得に応じて支給の制限があります。

・児童扶養手当を受けている方は、毎年8月中旬に「現況届」を、特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月12日から9月11日（日曜日にあたる場合は12日）までの間に「所得状況届」を提出する必要があります。提出がないと支給資格があっても引き続き支給することができなくなりますのでご注意ください。詳しい申請要件等は子育て支援課へお問い合わせください。

④子育て支援課 子ども担当
☎内線162

